

山梨県医療措置協定締結等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の2第1項に規定する通知及び第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「協定」という。）並びに法第38条第2項の規定による第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関（以下「協定指定医療機関」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通知の方法)

第2条 知事は、法第36条の2第1項に規定する公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院（以下これらを「公的な医療機関」という。）に同項の規定により通知するときは、第1号様式により行うものとする。

(通知内容の公表)

第3条 知事は、前条の通知内容を第2号様式により、山梨県のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表するものとする。

(協定の主体)

第4条 知事は、病院、診療所、薬局又は訪問看護事業所（以下「医療機関」という。）の管理者と協定を締結するものとする。

2 前項の協定は、医療機関の開設者及び管理者の連名で締結することができる。

(協定の締結に向けた協議)

第5条 県感染症対策センター（以下「YCDC」という。）は、協定の締結に向けて、法第36条の3第1項の規定による協議（以下単に「協議」という。）を進めるものとする。この場合において、協議を円滑に進めるために必要と認めるときは、各保健福祉事務所（以下「県型保健所」という。）に協力を求めるものとする。

2 YCDCは、前条第1項の医療機関のうち、甲府市に所在する医療機関との協議を進めるに当たっては、甲府市保健所と連携して行うものとする。

3 知事は、第1項の協議が調わないときは、法第36条の3第3項の規定により山梨県医療審議会の意見を聴くことができる。

(協定の締結)

第6条 知事は、前条第1項の規定による協議を行い、合意が成立したときは、当該医療機関と協定を締結する。

2 YCDCは、次の各号に掲げる様式により、協定書を2通作成し、当該医療機関に送付するものとする。

(1) 病院及び診療所 第3号様式

(2) 薬局 第4号様式

(3) 訪問看護事業所 第5号様式

3 前項の規定による送付を受けた医療機関の管理者（第4条第2項の規定により連名とする場合にあつては、管理者及び開設者。第8条において同じ。）は、記名押印した当

該協定書を管轄の保健所に送付するものとする。

- 4 県型保健所又は甲府市保健所（以下「各保健所」という。）は、前項の協定書を受理したときは、不備を確認の上、速やかにYCDCに送付するものとする。
- 5 協定書は、知事及び医療機関の管理者双方が記名押印した日をもって効力を生ずるものとする。
- 6 知事及び医療機関の管理者双方は当該協定書を適切に保管するものとする。
- 7 協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、協議により別に定めたときは、この限りでない。

（協定内容の公表）

- 第7条 知事は、医療機関と協定を締結したときは、第6号様式によりホームページで公表するものとする。
- 2 公表した内容に変更が生じたときは、YCDCは速やかに修正するものとする。

（協定の更新）

- 第8条 協定の有効期間満了の日の30日前（協定締結の日から有効期間の満了の日までの期間が30日に満たないときは、有効期間の満了の日）までに、知事又は協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）の管理者から、更新しない旨の申出がないときは、同一の条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

- 第9条 協定締結医療機関が協定内容の変更を希望するときは、変更申出書（第7号様式。次項において「申出書」という。）を管轄の保健所に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であるときは、申出書の提出を省略できるものとする。
- 2 各保健所は、前項の申出書を受理したときは、不備を確認の上、速やかにYCDCに送付するものとする。
 - 3 知事は、協定内容の変更について適当であると認めたときは、第6条の規定を準用し、協定を再締結するものとする。
 - 4 前3項の規定により、第12条第2項に規定する協定指定医療機関の指定書に記載された事項の変更を伴うときは、第13条第1項に規定する記載事項変更届出書を所管の保健所に送付しなければならない。
 - 5 第5条及び第6条の規定は、知事が協定内容の変更を希望する場合について準用する。

（協定の解約）

- 第10条 協定締結医療機関が解約を希望するときは、医療措置協定解約申出書（第8号様式。次項において「解約書」という。）を管轄の保健所に提出しなければならない。
- 2 各保健所は、前項の解約書を受理したときは、不備を確認の上、速やかにYCDCに送付するものとする。
 - 3 知事は、協定の解約について適当であると認めたときは、第9号様式により通知する。

(協定台帳)

第11条 YCDCは、医療機関との間で協定を締結したときは、第10号様式により協定台帳を整備するものとする。この場合において、協定内容を変更し、又は解約したときは、当該内容を速やかに反映させるものとする。

(協定指定医療機関の指定)

第12条 協定締結医療機関が法第36条の2第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる措置を講ずる医療機関に該当する指定の対象であるときは、協定指定医療機関の指定に係る同意書（以下この条において「同意書」という。）を次の各号に掲げる様式により管轄の保健所に提出しなければならない。

(1) 法第36条の2第1項第1号の措置を講ずる医療機関 第11号様式

(2) 法第36条の2第1項第2号及び第3号の措置を講ずる医療機関 第12号様式

2 各保健所は、前項の同意書を受理したときは、不備を確認の上、速やかにYCDCに送付するものとする。

3 YCDCは、同意書の送付を受けたときは、協定指定医療機関の指定書を次の各号に掲げる様式により医療機関に送付するものとする。

(1) 第一種協定指定医療機関 第13号様式

(2) 第二種協定指定医療機関 第14号様式

3 協定指定医療機関の指定要件は、別表第1のとおりとする。

(協定指定医療機関の指定書に係る記載事項変更)

第13条 協定指定医療機関が前条の指定書に記載された事項を変更するときは、協定指定医療機関の指定書に係る記載事項変更届出書（第15号様式。以下この条において「記載事項変更届」という。）を管轄の保健所に提出しなければならない。

2 各保健所が前項の記載事項変更届を受理したときは、不備を確認の上、速やかにYCDCに送付するものとする。

3 知事は、記載事項変更届について適当であると認めたときは、第12条第2項の規定を準用し、改めて協定指定医療機関の指定書を交付する。ただし、変更内容が軽微であるときは、指定書の交付を省略できるものとする。

(協定指定医療機関の指定解除)

第14条 協定を解約した医療機関が協定指定医療機関の指定を受けているときは、知事は、職権により指定を解除できるものとする。

2 前項の指定を解除したときは、知事は、第16号様式により当該医療機関へ通知する。

3 前2項の規定にかかわらず、法第38条第11項の規定により協定指定医療機関の指定を取り消すときは、知事は、第17号様式により当該医療機関へ通知するものとする。

(知事の指示等)

第15条 知事は、公的医療機関等が正当な理由がなく、法第36条の4第1項に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対して、第18号様式により必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

- 2 知事は、公的な医療機関を除く医療機関が、正当な理由がなく法第36条の4第2項に規定する措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対して、第19号様式により必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。
- 3 知事は、公的な医療機関を除く医療機関が、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない場合において必要と認めるときは、第20号様式により必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- 4 第1項又は第3項に規定する指示を行った場合において、これらの指示を受けた当該医療機関の管理者が正当な理由なく、これに従わなかったときは、知事は、ホームページでその旨を公表するものとする。

(措置の実施状況等)

- 第16条 YCDCは、年1回以上、協定内容及び実施状況等について確認に努めるものとする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、医療機関の管理者に対して協定に基づく措置の実施状況等について報告を求めることができる。
 - 3 前項の規定による求めに対し、医療機関の管理者から法第36条の5第3項の規定に基づく報告を受けたときは、知事は、同条第4項の規定により、厚生労働大臣に報告するものとする。
 - 4 知事が前項の規定による報告を行ったときは、ホームページでその旨を公表するものとする。

(流行初期医療確保措置の適用)

- 第17条 法第36条の9第1項に規定する流行初期医療確保措置の適用基準は、別表第2のとおりとする。
- 2 知事は、流行初期医療確保措置について、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託して行うことができるものとする。この場合において、社会保険診療報酬支払基金から督促及び滞納処分に係る徴収の請求があったとき、国税滞納処分の例により行うものとする。

(所管)

- 第18条 本要領の事務は、感染症対策センター感染症対策グループにおいて行う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）附則第10条（協定締結関係）及び附則第12条（協定指定医療機関の指定関係）の規定による経過措置に係る部分については、当該経過措置の適用期日から適用する。

別表第1（第12条関係）

種別	指定要件
第一種協定指定医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。 2 当該医療機関の感染症患者を他の患者等と接触することなく診察できること。また、院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。 3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「公表期間」という。）において、知事の要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。
第二種協定指定医療機関 (法第36条の2第1項第2号に掲げる措置を実施するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づく適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。 2 受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。 3 公表期間において、知事の要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。
第二種協定指定医療機関 (病院又は診療所であって、法第36条の2第1項第3号に掲げる措置を実施するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 2 公表期間において、知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他の法第44条の3の2第1項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療（以下「外出自粛対象者に対する医療」という。）を提供する体制が整っていると認められること。
第二種協定指定医療機関 (薬局であって、法第36条の2第1項第3号に掲げる措置を実施するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 2 公表期間において、知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること。
第二種協定指定医療機関 (指定訪問看護事業者であって、法第36条の2第1項第3号に掲げる措置を実施するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対して、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 2 公表期間において、知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

別表第2（第17条関係）

措置	適用基準
病床確保 （法第36条の2第1項第1号に掲げる措置）	1 知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること。 2 確保する病床数が10床以上であること。 3 通知を受けた医療機関又は協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他法第36条の2第1項第1号に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。
発熱外来 （法第36条の2第1項第2号に掲げる措置）	1 知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること。 2 協定に基づき1日あたり10人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。

〇〇（医療機関の管理者）

山梨県知事

感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置等について、次のとおり通知する。

第1 講ずべき措置の内容

1 病床の確保（患者を入院させ、必要な医療を提供）

(1) 措置の内容は次のとおりとする。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから3か月程度）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから1週間程度）
対応期間	知事が必要と認める期間	知事が必要と認める期間	知事が必要と認める期間
対応の内容	床	床	床
即応化の期間	知事からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	知事からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	知事からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。

(2) 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから1週間程度で措置を講ずる場合にあつては、病床の確保に当たり影響が生じ得る当該感染症以外の患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、平時から確認を行うものとする。

(3) (1)の表「対応の内容」の項に掲げる病床数のうち、重症者及び特に配慮が必要な患者の病床数については、別途通知するものとする。

2 発熱外来の実施

(1) 措置の内容は次のとおりとする。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから3か月程度）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから1週間程度） ※甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）	
対応期間	知事が必要と認める期間	知事が必要と認める期間	知事が必要と認める期間	
対応の内容	発熱外来の人数	人/日	発熱外来の人数	人/日
	検査（核酸検出検査）の実施能力	件/日	検査（核酸検出検査）の実施能力	件/日
	かかりつけ患者以外の受け入れ		かかりつけ患者以外の受け入れ	
	小児患者への対応		小児患者への対応	

(2) (1) の表中「検査（核酸検出検査）の実施能力」に係る措置は、感染症法第36条の第1項の規定による検査措置協定とみなす。この場合において、全国的に当該検査の実施環境が整備されていることを前提に、医療機関内で検体の採取から検査の実施までの措置を講ずるものとする。

3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

措置の内容は次のとおりとする。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）			
対応期間	知事が必要と認める期間			
対応の内容	電話・オンライン診療の可否		自宅療養者対応	
			宿泊療養者対応	
			高齢者施設対応	
			障害者施設対応	
			かかりつけ患者以外の対応	
	往診の可否		自宅療養者対応	
			宿泊療養者対応	
			高齢者施設対応	
			障害者施設対応	
			かかりつけ患者以外の対応	
	健康観察の対応可否		自宅療養者対応	
			宿泊療養者対応	
高齢者施設対応				
障害者施設対応				
かかりつけ患者以外の対応				

4 後方支援

措置の内容は次のとおりとする。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから3か月程度）
対応期間	知事が必要と認める期間	知事が必要と認める期間
対応の内容	回復患者の転院受入の可否	回復患者の転院受入の可否
	病床確保する医療機関に代わっての一般患者の受入の可否	病床確保する医療機関に代わっての一般患者の受入の可否

5 医療人材派遣

措置の内容は次のとおりとする。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）		
対応期間	知事が必要と認める期間		
対応の内容		感染制御・業務継続支援のために高齢者施設等へ派遣可能な人数（Y-CATに相当）	他の入院医療機関、臨時の医療施設等に一定期間（1週間程度）派遣可能な人数 うち、 県外派遣可能な人数
	医師		
	うち、DMAT		
	うち、DPAT		
	うち、感染症医療担当従事者		
	うち、感染症予防等業務関係者		
	看護師		
	うち、DMAT		
	うち、DPAT		
	うち、災害支援ナース		
	うち、感染症医療担当従事者		
	うち、感染症予防等業務関係者		
	その他職種		
	うち、DMAT		
	うち、DPAT		
	うち、感染症医療担当従事者		
	うち、感染症予防等業務関係者		
	※その他職種の内訳		

第2 その他厚生労働省令で定める事項

1 第1の措置に要する費用の負担

- (1) 第1の措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、県が〇〇病院に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるもの

とする。

- (2) 県は、第1の1又は2の措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関が当該措置を講じたと認められる日の属する月における当該医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより、算定した額が、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回った場合には、当該医療機関に対し、当該感染症の流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

2 本通知の有効期間及び変更

本通知の有効期間は、通知した日から令和9年3月31日までとする。ただし、本通知の有効期間満了の日の30日前までに、知事から変更の通知を行わない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

3 本通知の措置を講じていないと認められる場合の措置

県は、〇〇（医療機関の管理者）が、正当な理由がなく、第1の措置を講じていないと認めるときは、〇〇（医療機関の管理者）に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

4 本通知の実施状況等の報告

〇〇（医療機関の管理者）は、県から本通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うものとする。

5 平時における準備

〇〇（医療機関の管理者）は、第1の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- (1) 医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本通知の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- (2) 措置を講ずるに当たっての訓練を、医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本通知の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- (3) 措置を講ずるに当たっての医療機関における対応の流れを点検すること。

感染症法第36条の2第3項の規定に基づく公表内容

番号	二次医療圏	医療機関名	講ずべき措置等					実施時期
			病床確保	発熱外来	自宅療養者への医療提供及び健康観察	後方支援	人材派遣	
(例)	中北	〇〇病院	○	○	○	○	○	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※上記のほか、厚生労働省令で定める措置を実施すること

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書**

山梨県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症の医療を提供する体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

（1） 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから3か月程度）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから1週間程度）
対応期間	知事が必要と認める期間	知事が必要と認める期間	知事が必要と認める期間
対応の内容	床	床	床
即応化の期間	知事からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	知事からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	知事からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。

]

(2) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）			流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから3か月程度）			流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから1週間程度） ※甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）		
対応期間	甲が必要と認める期間			甲が必要と認める期間			甲が必要と認める期間		
対応の内容	発熱外来の人数		人/日	発熱外来の人数		人/日	発熱外来の人数		人/日
	検査（核酸検出検査）の実施能力		件/日	検査（核酸検出検査）の実施能力		件/日	検査（核酸検出検査）の実施能力		件/日
	かかりつけ患者以外の受け入れ			かかりつけ患者以外の受け入れ			かかりつけ患者以外の受け入れ		
	小児患者への対応			小児患者への対応			小児患者への対応		

(3) 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）							
対応期間	甲が必要と認める期間							
対応の内容	電話・オンライン診療の可否			自宅療養者対応				
				宿泊療養者対応				
				高齢者施設対応				
				障害者施設対応				
				かかりつけ患者以外の対応				
	往診の可否			自宅療養者対応				
				宿泊療養者対応				
				高齢者施設対応				
				障害者施設対応				
				かかりつけ患者以外の対応				
	健康観察の対応可否			自宅療養者対応				
				宿泊療養者対応				
				高齢者施設対応				
				障害者施設対応				
				かかりつけ患者以外の対応				

(4) 後方支援

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）		流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから3か月程度）	
対応期間	甲が必要と認める期間		甲が必要と認める期間	
対応の内容	回復患者の転院受入の可否		回復患者の転院受入の可否	
	病床確保する医療機関に代わっての一般患者の受入の可否		病床確保する医療機関に代わっての一般患者の受入の可否	

(5) 医療人材派遣

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）			
対応期間	甲が必要と認める期間			
対応の内容		感染制御・業務継続支援のために高齢者施設等へ派遣可能な人数 (Y-CATに相当)	他の入院医療機関、臨時の医療施設等に一定期間（1週間程度）派遣可能な人数	うち、 県外派遣可能な人数
	医師			
	うち、DMAT			
	うち、DPAT			
	うち、感染症医療担当従事者			
	うち、感染症予防等業務関係者			
	看護師			
	うち、DMAT			
	うち、DPAT			
	うち、災害支援ナース			
	うち、感染症医療担当従事者			
	うち、感染症予防等業務関係者			
	その他職種			
	うち、DMAT			
	うち、DPAT			
	うち、感染症医療担当従事者			
	うち、感染症予防等業務関係者			
	※その他職種の内訳			

2 甲及び乙は、前項第1号の規定中、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから1週間程度で措置を講ずる場合にあっては、病床の確保に当たり影響が生じ得る当該感染症以外の患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、平時から確認を行うものとする。

3 第1項第1号の表「対応の内容」の項に掲げる病床数のうち、重症者及び特に配慮が必要な患者の病床数については、別途協議し定めるものとする。

4 第1項第2号の表中「検査（核酸検出検査）の実施能力」に係る措置は、感染症法第36条の6第1項の規定による検査措置協定とみなす。この場合において、全国的に当該検査の実施環境が整備されていることを前提に、医療機関内で検体の採取から検査の実施までの措置を講ずるものとする。

（個人防護具の備蓄）

第4条 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。）について、乙の使用量2か月分以上を備蓄するよう努めるものとする。ただし、甲が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1項1号又は第2号に掲げる措置のうち、山梨県医療措置協定締結等に関する事務処理要領別表第1又は別表第2の基準を満たし、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月における乙の診療報酬の額として政令で定めるところにより、算定した額が、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回った場合には、乙に対し、当該感染症の流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、国が新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染に対応する施設・設備の整備、医薬品や衛生物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態として、判断した場合には、甲は協定の内容について変更又は状況に応じ柔軟に対応することについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更等）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合には、甲又は乙の申し出により協議するものとする。
- 3 甲及び乙は、医療措置の内容その他この協定の内容を履行し難い状況が生じたときは、本協定の解約を申し出ることができるものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認める場合において、乙と協議する等その事情を考慮した上で、当該措置を講ずる必要があると認めるときは、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- (1) 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- (2) 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- (3) 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 (医療機関名)
保険医療機関番号：
G-M I S I D：
(所在地)
(管理者の) 氏名

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書**

山梨県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関（薬局）の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症の医療を提供する体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの申請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）			
対応期間	甲が必要と認める期間			
対応の内容	オンライン服薬指導の可否		自宅療養者対応	
			宿泊療養者対応	
			高齢者施設対応	
			障害者施設対応	
	訪問による服薬指導の可否		自宅療養者対応	
			宿泊療養者対応	
			高齢者施設対応	
			障害者施設対応	
	電話服薬指導の可否		自宅療養者対応	
			宿泊療養者対応	
			高齢者施設対応	
			障害者施設対応	
	薬剤等の配送可否		自宅療養者対応	
			宿泊療養者対応	
			高齢者施設対応	
			障害者施設対応	
健康観察の対応可否		自宅療養者対応		
		宿泊療養者対応		
		高齢者施設対応		
		障害者施設対応		

(個人防護具の備蓄)

第4条 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。）について、乙の使用量2か月分以上を備蓄するよう努めるものとする。ただし、甲が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、国が新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染に対応する施設・設備の整備、医薬品や衛生物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態として、判断した場合には、甲は協定の内容について変更又は状況に応じ柔軟に対応することについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合には、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

3 甲及び乙は、医療措置の内容その他この協定の内容を履行し難い状況が生じたときは、本協定の解約を申し出ることができるものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認める場合において、乙と協議する等その事情を考慮した上で、当該措置を講ずる必要があると認めるときは、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

この場合において、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- （1） 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- （2） 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- （3） 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 (医療機関名)
保険薬局番号：
G-M I S I D：
(所在地)
(管理者の) 氏名

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書**

山梨県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関（訪問看護事業所）の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症の医療を提供する体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

（1） 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）		
対応期間	甲が必要と認める期間		
対応の内容	訪問看護の可否		自宅療養者対応
			宿泊療養者対応
			高齢者施設対応
			障害者施設対応
	健康観察の対応可否		自宅療養者対応
			宿泊療養者対応
			高齢者施設対応
			障害者施設対応

(2) 医療人材派遣

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから6か月以内）		
対応期間	甲が必要と認める期間		
対応の内容		感染制御・業務継続支援のために高齢者施設等へ派遣可能な人数（Y-CATに相当）	他の入院医療機関、臨時の医療施設等に一定期間（1週間程度）派遣可能な人数 うち、 県外派遣可能な人数
	看護師		
	うち、災害支援ナース		
	うち、感染症医療担当従事者		
	うち、感染症予防等業務関係者		

（個人防護具の備蓄）

第4条 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。）について、乙の使用量2か月分以上を備蓄するよう努めるものとする。ただし、甲が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、国が新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染に対応する施設・設備の整備、医薬品や衛生物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態として、判断した場合には、甲は協定の内容について変更又は状況に応じ柔軟に対応することについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合には、甲又は乙の申し出により協議するものとする。
- 3 医療措置の内容その他この協定の内容甲及び乙は、医療措置の内容その他この協定の内容を履行し難い状況が生じたときは、本協定の解約を申し出ることができるものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認める場合において、乙と協議する等その事情を考慮した上で、当該措置を講ずる必要があると認めるときは、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-M I S)により報告を行う。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- (1) 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に医療従事者を参加させること。
- (2) 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の訪問看護事業所において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- (3) 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 (医療機関名)
保険医療機関番号：
G-M I S I D：
(所在地)
(管理者の) 氏名

協定締結医療機関

番号	二次医療圏	医療機関名	指定医療機関		協定の措置事項					協定期間
			第一種	第二種	病床確保	発熱外来	自宅療養者への医療提供及び健康観察	後方支援	人材派遣	
(例)	中北	〇〇病院	○		○	○	○	○	○	令和〇年〇月〇日から 令和9年3月31日まで
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

年 月 日

山梨県知事 殿

医療機関の管理者（開設者） 印

医療措置協定解約申出書

○年○月○日付けで締結した「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書」について、山梨県医療措置協定締結等に関する事務処理要領第10条第1項の規定に基づき、次のとおり解約を申し上げます。

1 協定解約理由

2 協定終了予定日

○年○月○日

《備考》

- ・ 医療機関の管理者と開設者の連名で協定を締結している場合、協定締結者の欄に開管理者及び開設者の氏名を記載してください。
- ・ 「2 協定終了予定日」は協定終了日を確約するものではありません。

感対第 号
年 月 日

医療機関の管理者（開設者） 殿

山梨県知事

医療措置協定解約承諾書

○年○月○日付けで解約申出をいただいた「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書」について、次のとおり解約を承諾します。

- 1 協定解約日
○年○月○日

《備考》

- ・ 協定の解約に伴い、県から交付された補助金や流行初期医療確保措置等の費用等について、返還を求める場合があります。

年 月 日

山梨県知事 殿

医療機関の開設者 印

第一種協定指定医療機関の指定に係る同意書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定に基づく第一種協定指定医療機関について、指定を受けることに同意します。

年 月 日

山梨県知事 殿

医療機関の開設者 印

第二種協定指定医療機関の指定に係る同意書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定に基づく第二種協定指定医療機関について、指定を受けることに同意します。

感対第 号
年 月 日

医療機関の開設者 殿

山梨県知事

第一種協定指定医療機関の指定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定に基づき、次のとおり第一種協定指定医療機関として指定します。

1 指定医療機関

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 指定年月日

2 指定内容

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後、知事が要請する医療措置

- ・ 流行初期（1週間） ○床
- ・ 流行初期（3か月） ○床
- ・ 流行初期以降（6か月） ○床

3 指定条件

山梨県医療措置協定締結等に関する事務処理要領別表第1のとおり

感対第 号
年 月 日

医療機関の開設者 殿

山梨県知事

第二種協定指定医療機関の指定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定に基づき、次のとおり第二種協定指定医療機関として指定します。

1 指定医療機関

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 指定年月日

2 指定内容

3 指定条件

山梨県医療措置協定締結等に関する事務処理要領別表第1のとおり

年 月 日

山梨県知事 殿

医療機関の開設者 印

協定指定医療機関の指定書に係る記載事項変更届出書

○年○月○日付け感対第○号で指定された「第○種協定指定医療機関の指定について」の内容に変更が生じたため、山梨県医療措置協定締結等に関する事務処理要領第13条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更内容

指定医療機関 (変更がない場合記載不要)	
指定内容 (変更がない場合記載不要)	
指定条件 (変更がない場合記載不要)	

2 添付書類

〇〇

感対第 号
年 月 日

医療機関の開設者 殿

山梨県知事

協定指定医療機関の指定解除について

山梨県医療措置協定締結等に関する事務処理要領第14条第1項の規定に基づき、○年○月○日付け指定した第○協定指定医療機関の指定について、次のとおり解除します。

- 1 対象となる指定
第○種協定指定医療機関

- 2 指定解除日
○年○月○日

- 3 解除理由
令和○年○月○日付けで医療措置協定を解約し、協定指定医療機関の指定要件を満たさなくなったため

《備考》

- ・ 指定解除に伴い、県から交付された補助金や流行初期医療確保措置等の費用等について、返還を求める場合があります。

感対第 号
年 月 日

医療機関の開設者 殿

山梨県知事

協定指定医療機関の指定取消について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第11項の規定に基づき、〇年〇月〇日付け指定した第〇協定指定医療機関について次のとおり指定を取り消します。

- 1 対象となる指定
第〇種協定指定医療機関

- 2 指定取消日
〇年〇月〇日

- 3 取消理由
〇〇のため

《備考》

- ・ 指定の取り消しに伴い、県から交付された補助金や流行初期医療確保措置等の費用等について、返還を求める場合があります。

感対第 号
年 月 日

医療機関の管理者 殿

山梨県知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の4
第1項に基づく指示について

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の4第1項の規定に基づき、次の措置について〇年〇月〇日までに講ずるよう指示します。なお、正当な理由がなく期日までに措置を講じない場合、同条の4第4項に基づき、医療機関名等を公表します。

1 措置事項

- (1) 同法第36条の2第1項の規定による通知に基づく措置
- (2) 当該医療措置協定に基づく措置

第36条の2 都道府県知事は、**新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間**（以下この項、次条第1項及び第36条の6第1項において「**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**」という。）**に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置**を迅速かつ適確に講ずるため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの（以下「**公的医療機関等**」という。）並びに地域医療支援病院（同法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）及び特定機能病院（同法第4条の2第1項の特定機能病院をいう。以下同じ。）の管理者に対し、次に掲げる措置のうち**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**において当該医療機関が講ずべきもの（第1号から第5号までに掲げる措置にあつては、**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置**を迅速かつ適確に講ずるものとして、厚生労働省令で定めるものに限る。）及び当該措置に要する費用の負担の方法その他の厚生労働省令で定める事項について、通知するものとする。

感対第 号
年 月 日

医療機関の管理者 殿

山梨県知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の4
第2項に基づく勧告措置について

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の4第2項の規定に基づき、次の措置について速やかに講ずるよう勧告します。

1 措置事項

- (1) 同法第36条の2第1項の規定による通知に基づく措置
- (2) 当該医療措置協定に基づく措置

《備考》

- ・ 正当な理由がなく、勧告に従わない場合は必要な指示や医療機関名等を公表することがあります。

第36条の2 都道府県知事は、**新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間**（以下この項、次条第1項及び第36条の6第1項において「**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**」という。）**に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置**を迅速かつ適確に講ずるため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの（以下「**公的医療機関等**」という。）並びに地域医療支援病院（同法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）及び特定機能病院（同法第4条の2第1項の特定機能病院をいう。以下同じ。）の管理者に対し、次に掲げる措置のうち**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**において当該医療機関が講ずべきもの（第1号から第5号までに掲げる措置にあつては、**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置**を迅速かつ適確に講ずるものとして、厚生労働省令で定めるものに限る。）及び当該措置に要する費用の負担の方法その他の厚生労働省令で定める事項について、通知するものとする。

感対第 号
年 月 日

医療機関の管理者（開設者） 殿

山梨県知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の4
第3項に基づく指示について

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の4第3項の規定に基づき、次の措置について〇年〇月〇日までに講ずるよう指示します。なお、正当な理由がなく期日までに措置を講じない場合には、同条の4第4項に基づき、医療機関名等を公表します。

記

1 措置事項

- (1) 同法第36条の2第1項の規定による通知に基づく措置
- (2) 当該医療措置協定に基づく措置

第36条の2 都道府県知事は、**新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間**（以下この項、次条第1項及び第36条の6第1項において「**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**」という。）**に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置**を迅速かつ適確に講ずるため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの（以下「**公的医療機関等**」という。）並びに地域医療支援病院（同法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）及び特定機能病院（同法第4条の2第1項の特定機能病院をいう。以下同じ。）の管理者に対し、次に掲げる措置のうち**新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**において当該医療機関が講ずべきもの（第1号から第5号までに掲げる措置にあつては、**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置**を迅速かつ適確に講ずるものとして、厚生労働省令で定めるものに限る。）及び当該措置に要する費用の負担の方法その他の厚生労働省令で定める事項について、通知するものとする。